

会 議 録

1 会議名

第8回柿崎区地域協議会

2 議題(公開・非公開の別)

- (1) 市からの報告(公開)
- (2) 会長報告(公開)
- (3) 部会報告(公開)
- (4) その他(公開)

3 開催日時

平成27年10月28日(水) 午後6時30分から午後7時15分まで

4 開催場所

柿崎地区公民館 学習室

5 傍聴人の数

1人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者(傍聴人を除く。) 氏名(敬称略)

- ・ 委 員：金子正一、神岡八江子、木下高重、小池猛紀、小出優子、小関茂夫、小松美明、小山貞榮、佐藤 健、白井一夫、白井秀雄、曾田良治、長井泰雄、長井洋一、宮澤安雄、吉村 登、渡邊征雄
- ・ 事務局：早川寿男柿崎区総合事務所長、横田一次長、永春勲参事、大場正弘総務・地域振興グループ長、大橋靖夫産業グループ長、嶋田祐司建設グループ長、中村稔市民生活・福祉グループ長、唐澤幸代総務・地域振興グループ班長、田鹿成美総務・地域振興グループ主事、小田一輝総務・地域振興グループ主事(以下グループ長はG長と表記)

8 発言の内容(要旨)

【横田次長】

- ・ 会議(地域協議会)の開会を宣言

【佐藤会長】

- ・会議録の確認：小松委員に依頼
- ・次第 3 報告事項(1)市からの報告事項「地域協議会の一層の活性化に向けた見直し内容の市の方針決定について」、事務局に説明を依頼

【大場G長】

～ 資料 1 により説明 ～

【佐藤会長】

意見や質問を求めるが無いので、続いて、次第 3 報告事項(1)市からの報告事項「マイナンバー(社会保障・税番号)制度の通知カードについて」、事務局に説明を依頼

【中村G長】

～ 通知カード見本により説明 ～

【佐藤会長】

通知カードがそろそろ個人に配布されている時期だと思うが、留守の時などはどうするのか。

【中村G長】

配布の時期については、詐欺やなり済ましを防ぐため、国としても 11 月末までに届けるという情報しか出せないということになっている。留守の場合は、不在通知を届けさせてもらうので、本人と確認できる書類を郵便局へ持参し、受け取ることになる。

【佐藤会長】

他に質問が無いようなので、続いて、(2)会長報告「七ヶ地区における移動巡回型地域協議会及び地域振興懇談会の開催について」私から説明させていただく。本来ならば、本日、七ヶ地区において移動巡回型地域協議会及び地域振興懇談会を開催する予定だったが、地区の行事と重なってしまったことから、変更とさせてもらった。先日、正副会長で検討した結果、年度当初から区内 6 か所において開催すると決めており、また、当該地区においては昨年も多くの住民に来ていただき、貴重なご意見も頂いていることから、予定どおり七ヶ地区においても開催したいと考えている。

(委員から「よし」の声)

それでは、開催時期については次回の地域協議会で報告させていただく。

それから、私からお願いがある。11 月 1 日の原子力防災訓練が予定されているが、防災行政無線を利用し、住民への周知を徹底してほしい。また、アンケート調査が入っていたが、どのように確認したらよいか。

【大場G長】

11月1日の原子力防災訓練については、昨日の夜に防災無線で周知している。明日から毎日、防災行政無線で放送を行う。訓練の概要については、10月15日の町内会便に入れさせていただいた内容通りで、午後1時5分に避難準備情報、その後、午後1時30分に屋内退避指示の防災無線が入り、屋内へ退避、窓を閉めて換気扇も止めてもらう。午後1時55分頃に屋内退避の解除の防災無線が入り、一通りの訓練は終了となる。アンケートについては確認する。

【佐藤会長】

それでは、次に次第3報告事項(3)部会報告に入る。

- ・各部会長に部会の開催報告を依頼

【小出委員】

総務・地域振興部会では、「柿崎区における地域活動支援事業に係る意見・課題」について、10月9日、16日と部会を開催し検討した。

～ 資料3により説明 ～

【佐藤会長】

相談しやすい仕組みづくりの中で、「近くの地域協議会委員」とあるが、どのくらいの範囲が考えられるか。

【小出委員】

距離的な近さの他に、知り合いという意味も込めている。

【佐藤会長】

- ・金子委員に産業振興部会の報告を依頼

【金子委員】

9月に、地域におけるまちづくり団体と意見交換会を開催したが、柿崎観光協会から、財源不足が直近の課題であるというご意見をいただいた。10月20日の部会では、勉強会という形で、観光協会からは平野副会長、寺田事務局長からご参加いただき、意見交換会をさせていただいた。

内容としては、柿崎観光協会の概要ということで、市から独立して3年目を迎える観光協会が、財源確保という点で課題を抱えているということをお聞きした。

また、市からの補助金を財源として実施しているお引き上げ商工祭りについては、平成28年度から補助金が削減されることに対し、委員から、財源確保のために自主事業を

増やすことや、観光協会の必要性や存在の意義、あるいは活動内容について柿崎区の皆様の理解と協力が不可欠だという意見があった。今後の検討内容として、財源の確保をはじめ、観光協会の課題についていろいろな角度から検討し、解決策を模索していきたい。

【佐藤会長】

観光協会のみ課題ではなく、他の団体と共有する部分もあると思う。テーマをある程度決めながら部会での協議をしていただきたい。

- ・ 長井(洋)委員に教育・福祉部会の報告を依頼

【長井(洋)委員】

公の施設の再配置計画にかかる柿崎体育館の今後についてということで、教育・福祉部会で勉強会を開催した。

～ 資料4により説明 ～

【佐藤会長】

皆様から意見や質問等はあるか。

【木下委員】

最終的な調整はしていないが、正直地区の3町内会長にはいずれは地域協議会等に、意見書等をあげていただくかもしれないということで話をさせていただいた。

先日もボランティアを募り、柿崎体育館周辺の伐採作業を行い、きれいな環境を維持するなど、我々、正直地区の住民の拠り所になっている。3町内会長の力を借りながら、存続できるような方向にしていきたいと思う。もし町内会から要望が出てくれば、地域協議会で協議し市に意見書等を提出するという方向で進みたい。

【佐藤会長】

市からまだ諮問が来ていないが、来てからでは間に合わないので、事前に調査等を行い、煮詰めていっていただきたい。

前回の部会の時にもお話しさせていただいたが、公民館も同様だと思う。公民館はどのような状況なのか等を、把握するという必要もあると思う。柿崎区はテニスの町として世間的に知られているので、テニスコートではどれだけの利用があるかということも必要だと思う。その辺りも今後、協議していただきたい。

【小出委員】

補足したい。資料3の後ろに浦川原区の地域協議会の活動が掲載されている新聞記事

を添付させてもらった。若い人や女性に気軽に地域活動に取り組んでもらえるようにと
いうことで、浦川原区の地域協議会では、中学生が地域活動支援事業の模擬審査を行っ
た。若い方に地域協議会の活動について話し合うきっかけになり、参加した中学生から
は「様々な意見をまとめる地域協議会の仕事は大変だと思った」という意見が出される
など、地域協議会の存在を若い人たちに知ってもらう非常に良い活動だと思う。

【佐藤会長】

これに関連して、6月から柿崎中学校の校長、教頭と私で意見交換会をさせていただ
いている。クラブや行事が重なり、現在は停滞しているが、地域協議会とはどういうも
のかということ子どもたちに知ってもらうため、意見交換をしたいと考えている。以
上で部会報告を終了させていただく。

- ・ 次第4 その他「議会報告会及び意見交換会の開催について」、事務局に説明を依頼

【大場G長】

～ 案内文書により説明 ～

また、原子力防災訓練にかかるアンケートについては、町内会長さんご自身の屋内退
避を振り返りお答えいただくものである。11月16日までに総合事務所まで提出してい
ただきたい。

【佐藤会長】

町内会長だけの意見で参考になるのか。

【大場G長】

屋内退避のため、町内会の状況を見回りすることも出来ない。ご自身が防災訓練に参
加してどうなったかをアンケートに書いていただきたい。

【佐藤会長】

次回の日程の確認をする。

- ・ 第9回地域協議会：11月25日(水) 午後6時00分から

12月に予定している七ヶ地区では、雪が降るかも知れないので、時間を少し早めて午
後6時で良いか。

【曾田委員】

12月なので月末にならないようにしてほしい。

【佐藤会長】

次回の地域協議会で日にちを決めさせていただく。

【白井(一)委員】

駐車場が狭いため、場所の確保をお願いしたい。

【大場G長】

相乗り等も考えたいと思う。次回の地域協議会で報告する。

【佐藤会長】

その他、事務局からお願いしたい。

【唐澤班長】

12月13日に開催される、地域活動フォーラムでの事例発表の候補者として、柿崎区から16ピースを推薦していたところだが、先日内定の連絡があった。近々団体の方にも正式通知が送付される予定である。フォーラムの日程等、詳細が決まり次第報告する。

【佐藤会長】

- ・会議の閉会を宣言

(午後7時15分 閉会)

9 問合せ先

柿崎区総合事務所 総務・地域振興グループ TEL : 025-536-6710 (直通)

E-mail : kakizaki-ku@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。なお、資料2(マイナンバー制度の通知カードの見本)については、他の自治体の資料を引用したため、別添の会議資料から除外してあります。資料2をご覧になりたい方は、上記問合せ先までご連絡ください。